

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

藤井寺市は、住民基本台帳に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

大阪府藤井寺市長

公表日

令和7年6月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	住民基本台帳に関する事務
②事務の概要	藤井寺市が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、藤井寺市の住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。 住民基本台帳は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。)に基づき、作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。 また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を都道府県と共同して構築している。 藤井寺市は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正 ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知 ⑤本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付 ⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ⑦地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会 ⑧住民からの請求に基づく住民票コードの変更 ⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付 ⑩個人番号カード等を用いた本人確認 なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、番号利用法に規定する「個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令」(平成26年総務省令第85号)第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。
③システムの名称	住民基本台帳システム、住民基本台帳ネットワークシステム、 団体内統合宛名システム、宛名管理システム、中間サーバー、コンビニ交付システム、申請管理システム

2. 特定個人情報ファイル名

- 1 住民基本台帳ファイル
- 2 本人確認情報ファイル
- 3 送付先情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	1 番号利用法 ・第7条(指定及び通知) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等) 2 住基法(平成25年法律第28号施行時点) ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載等) ・第12条(本人等の請求による住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第22条(転入届) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	番号利用法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁、総務省令第9号)第2条 (第2条の表における情報提供の根拠) 1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、37、39、48、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、91、92、96、106、108、110、112、115、118、124、129、130、132、136、137、138、141、142、144、149、150、151、152、155、156、158、160、163、164、165、166の項 (第2条の表における情報照会の根拠) なし(住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない。)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活部 市民課
②所属長の役職名	市民課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒583-8583 大阪府藤井寺市岡1丁目1番1号 072-939-1111 藤井寺市 市民生活部 市民課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒583-8583 大阪府藤井寺市岡1丁目1番1号 072-939-1111 藤井寺市 市民生活部 市民課
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の次の留意事項等を遵守している。 ・ 住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこと。 ・ 申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とすること。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	住民基本台帳ネットワークシステムを操作できる職員をパスワード及び生体認証によって限定し、操作権限を付与されている職員の名簿を作成することによりアクセス権限を適切に管理している。 また、アクセスログを記録しており、不正なアクセスがあった際には確認を行うことが可能としている。 これらの対策を講じていることから、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年10月5日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当	市民課長 山本 剛巳	市民課長 藤見 弘子	事後	
平成27年10月5日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当	支所サービス課長 北裏 善一	支所サービス課長 針田 清	事後	
平成28年6月30日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当	支所サービス課長 針田 清	支所サービス課長 小川 幸治	事後	
平成28年6月30日	IIしきい値判断項目 1.対象人数	平成27年1月1日 時点	平成28年1月1日 時点	事後	
平成28年6月30日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数	平成27年1月1日 時点	平成28年1月1日 時点	事後	
令和1年6月24日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当	市民課長 藤見 弘子 支所サービス課長 小川 幸治	市民課長 支所サービス課長	事後	
令和1年6月24日	IIしきい値判断項目 1.対象人数	平成28年1月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月24日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数	平成28年1月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月24日	IVリスク対策	《新規》	項目の追加	事後	
令和2年5月18日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当	市民生活部 市民課 市民生活部 支所サービス課	市民生活部 市民課	事後	
令和2年5月18日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当	市民課長 支所サービス課長	市民課長	事後	
令和2年5月18日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂	〒583-8583 大阪府藤井寺市岡1丁目1番1号 072-939-1111	〒583-8583 大阪府藤井寺市岡1丁目1番1号 072-939-1111	事後	
令和2年5月18日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取	〒583-8583 大阪府藤井寺市岡1丁目1番1号 072-939-1111	〒583-8583 大阪府藤井寺市岡1丁目1番1号 072-939-1111	事後	
令和2年5月18日	IIしきい値判断項目 1.対象人数	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年5月18日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和3年5月31日	IIしきい値判断項目 1.対象人数	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年5月31日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年12月3日	I 関連情報 ③システムの名称	住民基本台帳システム、住民基本台帳ネット ワークシステム、団体内統合宛名システム、宛	住民基本台帳システム、住民基本台帳ネット ワークシステム、団体内統合宛名システム、宛	事後	
令和3年12月3日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステ	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の 制限)及び別表第二	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の 制限)及び別表第二	事後	
令和4年6月16日	IIしきい値判断項目 1.対象人数	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和4年6月16日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和5年5月26日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り 扱う事務 ②事務の概要	なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、番号法の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年総務省令第85号)第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。 そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。	なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、番号法に規定する「個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令」(平成26年総務省令第85号)第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。 そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。	事後	
令和5年5月26日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、 54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、 106、108、111、112、113、114、116、119の項 (別表第二における情報照会の根拠) なし(住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会是不行ない。)	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項 (別表第二における情報照会の根拠) なし(住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会是不行ない。)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年5月26日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和5年5月26日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和6年9月9日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	藤井寺市が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、藤井寺市の住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。 住民基本台帳は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。)に基づき、作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。 また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を都道府県と共同して構築している。 藤井寺市は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正 ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知 (<u>本人又は同一の世帯に属する者の請求により</u>、番号法	藤井寺市が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、藤井寺市の住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。 住民基本台帳は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。)に基づき、作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。 また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を都道府県と共同して構築している。 藤井寺市は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正 ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知 (<u>本人又は同一の世帯に属する者の請求により</u>、番号利用法	事後	
令和6年9月9日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上	・番号法 ・第7条(指定及び通知)	・番号利用法 ・第7条(指定及び通知)	事後	
令和6年9月9日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項 (別表第二における情報照会の根拠) なし(住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない。)	番号利用法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁、総務省令第9号)第2条 (第2条の表における情報提供の根拠) 1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、37、39、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、91、92、96、106、108、110、112、115、118、124、129、130、132、136、137、138、141、142、144、149、150、151、152、155、156、158、160、163、164、165、166の項 (第2条の表における情報照会の根拠) なし(住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない。)	事後	
令和6年9月9日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和6年9月9日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和7年6月10日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	住民基本台帳システム、住民基本台帳ネットワークシステム、 団体内統合宛名システム、宛名管理システム、中間サーバー、コンビニ交付システム、	住民基本台帳システム、住民基本台帳ネットワークシステム、 団体内統合宛名システム、宛名管理システム、中間サーバー、コンビニ交付システム、申請管理システム	事後	
令和7年6月10日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	番号利用法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁、総務省令第9号)第2条 (第2条の表における情報提供の根拠) 1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、37、39、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、91、92、96、106、108、110、112、115、118、124、129、130、132、136、137、138、141、142、144、149、150、151、152、155、156、158、160、163、164、165、166の項 (第2条の表における情報照会の根拠) なし(住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない。)	番号利用法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁、総務省令第9号)第2条 (第2条の表における情報提供の根拠) 1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、37、39、48、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、91、92、96、106、108、110、112、115、118、124、129、130、132、136、137、138、141、142、144、149、150、151、152、155、156、158、160、163、164、165、166の項 (第2条の表における情報照会の根拠) なし(住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない。)	事後	
令和7年6月10日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月10日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	
令和7年6月10日	Ⅳリスク対策 8人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	(様式変更のため新規追加)	十分である 「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の次の留意事項等を遵守している。 ・ 住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこと。 ・ 申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とすること。	事後	
令和7年6月10日	Ⅳリスク対策 11最も優先度が高いと考えられる対策	(様式変更のため新規追加)	3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 十分である 住民基本台帳ネットワークシステムを操作できる職員をパスワード及び生体認証によって限定し、操作権限を付与されている職員の名簿を作成することによりアクセス権限を適切に管理している。 また、アクセスログを記録しており、不正なアクセスがあった際には確認を行うことが可能としている。 これらの対策を講じていることから、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	